



---

## 贈収賄禁止グローバルポリシー

バージョン番号: 4.0

1/7ページ  
発効日:2021年2月1日

---

### 目次

1.0	目的.....	2
2.0	適用範囲.....	2
3.0	基本原則.....	2
4.0	ガイドラインおよび要件.....	2
5.0	遵守状況のモニタリングおよび管理.....	4
6.0	用語集.....	5

## 1.0 目的

タケダは、常に誠実さを持って事業に取り組んでいる。

本ポリシーの目的は、タケダのビジネス慣習と意思決定が、タケダのバリューに則し、贈収賄のリスクを軽減し、また適用されるすべての法律、規制と業界コードに従って確実に行われるように、タケダの基本原則とガイドラインを定めることである。

## 2.0 適用範囲

本ポリシーはタケダの取締役、役員、従業員、業務受託者、および第三者に等しく適用される。

第三者と契約するビジネススポンサー(またはその他のタケダの従業員)は、当該第三者が本ポリシーの原則とガイドラインを認識し、それに同意し、準拠するように確保しなければならない。

このポリシーが適用される法律、規制、業界コードに抵触する場合、それらの中で最も厳しい基準が適用されるものとする。

## 3.0 基本原則

以下の基本原則が適用される:

- タケダは、実際の利益相反もしくは利益相反と認識される状況に対応し、それらを回避する。
- タケダは、賄賂を禁止する。
- タケダは、自ら行うことが禁止される活動を、タケダのために行動する第三者を介して行ってはならない。
- タケダは、ファシリテーションペイメントの申し出、支払い、支払いの許可をしない。
- タケダは脱税を助長しない。
- タケダは適切なデューデリジェンスを実施し、リスクを軽減する。
- タケダは、正確な帳簿、記録、および勘定書を維持する。

## 4.0 ガイドラインおよび要件

### 4.1 ビジネスインテグリティ

タケダは高い倫理基準に関する自社のレピュテーションを重視する。タケダは、ステークホルダーとの関係で、また自らのビジネス取引で、誠実に行動することに努める。

タケダは実際の利益相反や贈収賄につながる状況、または利益相反や贈収賄と認識される状況を回避するように注意を払う。

**4.2 賄賂の禁止**

タケダはあらゆる形態の賄賂を禁じる。タケダは、相手が民間人であるか、民間企業であるか、政府機関、公務員(またはそれらに関連する個人や団体)であるかにかかわらず、他の組織との間で賄賂に関与してはならない。

タケダに対するどのような賄賂の要求も、明確に拒否し、承諾と受け止められないようにする。

**4.3 ファシリテーションペイメントの禁止**

タケダは、特定の国において慣習的であるか、法律で許可されているかにかかわらず、ファシリテーションペイメントの支払いの申し出、支払い、支払い許可を行うことを禁じる。

**4.4 脱税の助長の禁止**

タケダは、自社の第三者ビジネスパートナー(個人および団体)による脱税を奨励したり、それと知りながら促したり、故意に無視したりしてはならない。タケダは自社の第三者ビジネスパートナー(個人および団体)に適切に請求書を発行し、支払いを行う。

**4.5 第三者**

タケダは、第三者を通じて禁止対象の活動、または違法な活動を実施してはならない。

第三者は適格で、信用のある者でなければならない。第三者はすべてビジネススポンサーが関与していなければならない。ビジネススポンサーは、第三者と契約する正当なビジネスニーズを検証する責任がある。第三者は、客観的な商業基準(コスト、パフォーマンス、および品質など)および法的、倫理的基準、レピュテーションの基準を用いて識別し、選定しなければならない。

ビジネススポンサーは、第三者が確実に本ポリシーの原則とガイドラインなどのタケダの要件を認識し、それに同意し、準拠するようにする必要がある。

**4.6 デューデリジェンス**

タケダは、自社のビジネス関係にかかわる贈収賄のリスクが適切に対処されるように確保しなければならない。第三者との新規ビジネスにかかわるジョイントベンチャー契約やパートナーシップ契約を締結する前に、および第三者の全部もしくは一部のビジネスの買収にかかわる取引契約を締結する前に、タケダは実際のまたは潜在的な贈収賄のリスクを識別し、対処するために、リスクベースのアプローチにより適切なデューデリジェンス審査を確実に実施するようにする。

**4.7 リスクの軽減**

タケダは、自社のデューデリジェンス評価中に、およびこれらのビジネス関係のライフサイクルマネジメント中に特定されることのある潜在的リスクに対応するため、リスク軽減措置を実施する。

リスク軽減には契約条項の追加、トレーニング、モニタリングを含めることができ、本ポリシーの原則とガイドラインを確実に遵守するようにする。

**4.8 帳簿および記録**



---

## 贈収賄禁止グローバルポリシー

バージョン番号: 4.0

4/7ページ

発効日:2021年2月1日

---

タケダは、正確かつ合理的な範囲で詳細を記した帳簿、記録および勘定書を維持しなければならない(また自社の契約する第三者にも確実に維持させる)。財務情報は、実際の取引を反映し、一般的に受け入れられる会計原則を遵守しなければならない。タケダは虚偽の、または誤解を招く(「帳簿外の」)記録や不正入力を禁じる。文書はすべて適切に保持し、「グローバルRIMポリシー」に従ってアーカイブしなければならない。

### 5.0 遵守状況のモニタリングおよび管理

本ポリシーの遵守については監査およびモニタリングが行われる。

## 贈収賄禁止グローバルポリシー

バージョン番号: 4.0

5/7ページ

発効日:2021年2月1日

### 6.0 用語集

本ポリシーにおいて、以下の用語は以下の意味を持つ:

用語	定義
利益(価値のあるもの)	<p>金銭的価値にかかわらず、(実際のまたは潜在的な、あるいは認識された)財務的もしくはその他の利益があるもの</p> <p>この用語は<b>広義</b>に解釈する必要があり、以下が含まれる場合がある:現金、現金同等物、融資、債務の取り消し、食事の接待、贈答品、接待、娯楽、旅費、航空運賃、宿泊費、雇用の申し出、ボーナス、政治献金、契約の落札、スポンサーシップ、助成、寄付、値引き、およびリベート。</p>
賄賂	<p>行為に影響を与えること、または行為に報いることを<b>意図</b>して、例えばビジネスを獲得または保持する、もしくは不適切なメリットを得るために、(直接的または間接的に)利益(価値のあるもの)を申し出、提供し、約束し、要求し、受け入れる<b>犯罪行為</b>。</p> <p>賄賂の形態には、有利な扱いに対する未得の報酬として、「キックバック」または「リベート」が含まれる場合がある。</p>
ビジネスパートナー	<p>第三者の特定と契約を主導する責任を負う、第三者との主たる窓口でもあるタケダ従業員。</p>
利益相反	<p>個人が複数の人や組織に義務を負っていて、それにより忠誠が損なわれ、また独立した判断に影響が及ぼされる(または影響が及ぼされると認識される)可能性がある状況。</p> <p>潜在的な利益相反状況には、タケダ製品を処方する医療関係者(HCP)にコンサルティングを依頼すること、タケダ製品の承認、購入に関与する政府機関(GE)に寄付を提供することが含まれる。</p>
贈収賄	<p>与えた権限を個人のメリットや利益のために、非合法的、非倫理的、もしくは倫理規範と相いれない手段により不正使用すること。</p> <p>贈収賄には以下の形態が含まれることがある:賄賂、利益相反、権力の濫用、強要、および詐欺。</p>
ファシリテーション ペイメント	<p>タケダがそのような支払いをしなくても受けられるはずの政府の通常の業務(ビザ発行、通関など)を加速するために、公務員(GO)や政府機関(GE)に対して行う非公式の支払い。「潤滑化」「円滑化」のための支払いとも呼ばれる。</p> <p>この用語には、公式の料金表に公開されている料金で、政府機関に対し合法的な製品とサービスの対価として支払われ、当社の帳簿と記録に正式に記録するために公式の領収書が提供されるものは含まれない。</p>

## 贈収賄禁止グローバルポリシー

バージョン番号: 4.0

6 / 7 ページ

発効日: 2021年2月1日

用語	定義
政府機関 (GE)	政府が完全にまたは部分的に所有または支配する、企業、機関、局、部署、補助機関またはその他の公的団体であるあらゆる団体。国によっては、特に国の公的医療制度を有する国においては、医療機関 (HCE) も政府機関 (GE) とみなされる場合がある。
公務員 (GO)	<p>以下に該当する人: (1) 政府、政府の部署、局、補助機関、完全または部分的にかにかかわらず政府が所有もしくは支配する企業の役員、従業員、もしくはそれらから報酬の一部を受け取る者、(2) 政府系もしくは非政府系の国際組織、全国組織、地域組織もしくは地方組織の役員、従業員、もしくはそれらから自らの報酬のいずれか一部を受領する者、あるいは、(3) すべての政党の役職者および公職の候補者、または、(4) 公金を割当てる責任を負う者、または公金の支出に影響を及ぼす者（無給職、名誉職または顧問職にある者を含む）。</p> <p>この用語は<b>広義</b>に解釈されるものとし、状況によっては、政府が所有もしくは運営する医療施設、医療団体、大学もしくは病院に雇用される、またはこれらに代わり行為する医療関係者 (HCP) も含まれる。</p>
医療機関 (HCE)	(1) 医療関係者 (HCP) からなる組織、学術機関、医師会または患者ケア団体であって、医療サービスの提供または医療研究およびトレーニングを行うもの、(2) 国家または政府の保険基金、保険会社およびその他の保険者等の、医療用医薬品に対する償還または支払を行う機関、(3) 高品質の医療を進める目的で、正式なピアレビュー過程を通じて専門的レビュー活動に従事する医師、歯科医師またはその他の医療関係者 (HCP) の専門家協会もしくは委員会またはそれらの代理機関（全国レベルおよび地域レベルのものを含む）、(4) 入院または外来環境において医療用医薬品の購入または調剤を行う機関。
医療関係者 (HCP)	<p>個人であって、自身の職業上の立場により、タケダ製品の使用、購入、処方、または推奨に影響を与えるか、タケダ製品の採用品目リストへの掲載あるいはその他タケダ製品の選択または適格性判断に影響を与えることができる者。</p> <p>この用語には、以下が含まれる: 資格を有する医療担当者およびそのスタッフ (例: 医師、看護師、薬剤師、事務所管理者、受付、ナースプラクティショナー、医師助手、医学生、レジデント、フェロー等)、購入者 (病院、保険者、共同購入組織) の従業員、臨床研究者およびそのスタッフならびに科学団体のメンバー (学会および公的部門または民間部門の科学者等)。</p>
ジョイントベンチャー	2つ以上の団体により設立される事業体であり、一般的に、所有権、ガバナンス、リスク、収益を共有することで特徴付けられ、これらはすべて契約に盛り込まれる。両当事者は共有のリソースを事業体に投資する一方で、それぞれ独自のコーポレートアイデンティティを維持する。
パートナーシップ	医療製品の開発や商品化など、特定の戦略的活動について協力することを目的とした2社以上の組織間の契約上の協定 (事業体ではない)。



## 贈収賄禁止グローバルポリシー

バージョン番号: 4.0

7/7ページ  
発効日:2021年2月1日

用語	定義
脱税	<p>必要な税金を意図的に支払わない、または過少に支払う<b>犯罪</b>行為で、通常、関係税務当局に支払うべき税金について虚偽の申告をする、もしくは申告しないことに由来する。</p> <p>一部の「危険信号」の事例には以下が含まれる: 明確なビジネス目的なしに獲得した活動、日付が後付けされた文書、明らかな商業的動機のない他国の口座への支払い要求(以下「オフショアリング」)。</p> <p>この用語には、税金の効率化を図るための特定のビジネス決定が含まれる、正当かつ合法的な税金計画は含まれない。</p>
第三者	<p>タケダのために、またはタケダの代理で活動を行う独立した第三者(個人または団体)。サービス提供者、コンサルタント、代理人、販売業者、およびサプライヤーを含む。</p> <p>公務員(GO)、政府機関(GE)、医療関係者(HCP)、医療機関(HCE)、患者団体、および患者との交流の中で贈収賄のリスクが生じることがある。</p>